

広報「ふじみ」が『くらしの情報』と『町の話』をお届けします

## 広報 ふじみ

2012年11月 平成24年 No.512

巻頭 「可燃ごみの減量化」「資源物の分別」

主な内容

- 02 巻頭：「可燃ごみの減量化」「資源物の分別」
- 04 富士見町の決算
- 06 財政指標
- 07 国保の決算
- 08 上半期 町の財政状況
- 10 教育委員会だより
- 19 西伊豆だより
- 20 NEWS FUJIMI
- 22 富士見の景観

### 巻頭 「可燃ごみの減量化」「資源物の分別」

お問い合わせ先：建設課 生活環境係 電話番号：62-9114

町の財政に大きく貢献しています

#### 1. 「可燃ごみの減量化」により 1,000 万円の負担金減額

諏訪南清掃センター（焼却場）は、茅野市・富士見町・原村の3市町村により運営しています。

構成する市町村では、焼却場や灰の最終処分場の延命化を図るため、可燃ごみの減量化の取組みを実施しています。また、この減量化を推進するため、平成22年度から諏訪南清掃センター維持管理費の負担割合に、市町村の減量取組みの成果を負担金に反映させるため「均等割20%、人口割80%」を「均等割20%、実績割80%」へ変更しました。

平成24年度 分担金の負担率

4億6,022万円

茅野市 31,249万円 68%

富士見町 8,996万円 19%

原村 5,777万円 13%

平成24年度 分担額

建設費起債（借入金）償還分

均等割10%286.2万円 人口割90%1,495.1万円 +

センター維持管理分均等割 20%2,495.7 万円 実績割 80%4,719.9 万円 =  
計

人口割 16.6%1,495.1 万円 均等割 30.9%2,781.9 万円 実績割 52.5%4,719.9 万円  
処理量を減らすことで負担金を減額できます。

平成 24 年度の負担金は、1,000 万円節約できました。

## 2. 「資源物の分別」により 570 万円の収入

町では 6 種類 17 品目の資源物回収を行っていますが、平成 23 年度は、全品目で 727 トンが回収されました。

回収品目のうち、紙類 517 トン・ペットボトル 8 トンを売却し、570 万円の収入がありました。

紙類 ペットボトル→分別を徹底しましょう！！

## 3. 非農家地区の減量取組みの課題

### 【非農家地区の生ごみの減量】

農家地区では自宅のそばに畑があり、堆肥化等の自家処理がされています。

一方、非農家地区では場所がない等の理由で、54%の方がステーションへ排出されています。

このため、非農家地区の生ごみ減量化の方策を検討します。

非農家地区の生ごみの排出状況

自家処理 45%

ステーションへ排出 54%

その他 1%

## 4. 【5 つのお願い】

1. 生ごみは自家処理しましょう。
2. 自家処理できない方は、水切りの徹底をお願いします。
3. 収集袋には資源物を入れないようにしましょう。
4. 収集袋には氏名を記入しましょう。
5. 買い物はマイバックを持参しましょう。

## 「諏訪南浄化槽管理組合」加入のご案内

申込、お問い合わせ

諏訪地方事務所環境課内諏訪南浄化槽管理組合事務局 電話 53-6000 (代) 内線 2662

または 建設課生活環境係 電話 62-9114

浄化槽は、快適な生活環境を実現する手段として有効な施設ですが、適正な維持管理を怠るとその機能を果たさきれず、河川等の汚濁の要因となってしまいます。

諏訪南浄化槽管理組合は茅野市・富士見町・原村の浄化槽設置者を中心に、浄化槽の適正な施工および維持管理を推進していくため設立されています。ぜひご加入いただき、地域の生活環境の保全・公衆衛生の向上にご協力をお願いします。

浄化槽設置者には、保守点検、清掃、水質検査の受検義務が課せられています。浄化槽の維持管理は専門業者へ委託している場合がほとんどですが、設置者自身が浄化槽の正しい知識を身につけ、保守点検業者と協力しながら適正な維持管理をしていくことが大切です。

10 人槽まで 1,500 円

11 人槽から 500 人槽まで 2,000 円

501 人槽から 1,000 人槽まで 10,000 円

1,001 人槽以上 20,000 円

ただし、複数の浄化槽を設置する組合員については、その浄化槽の人槽を合計した人槽により組合費を算定します。

### 浄化槽の法定検査を必ず受けましょう

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するために、法定検査（7 条、11 条検査）を受検することが法律で義務付けられています。浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する施設ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが大切です。人間と同じように日頃から健康管理（保守点検、清掃）を行い、定期的な健康診断（法定検査）を行う必要があります。大切な水環境を守るために、年 1 回の健康診断にあたる法定検査を必ず受けましょう。

組合では平成 23 年度から、組合員が法定検査第 11 条検査を受検した場合に、1 基当たり 2,000 円の補助を実施しています。補助金の申請・請求は、(社)長野県浄化槽協会発行の領収書（写）あるいは領収の証明ができる書類を、「申請・請求書」の裏面に貼り付けし提出してください。平成 23 年度実施分は平成 25 年 3 月 31 日までに、平成 24 年度実施分は平成 26 年 3 月 31 日までに、組合事務局へ提出のあったものが交付対象です。なお、組合費を滞納している場合は、補助を受けることができません。

## 「私たちのまち」の決算

平成 23 年度の町の決算が、9 月の町議会で承認されました。今月は、昨年度の富士見町一般会計、国民健康保険など 7 つの特別会計、水道事業など 2 つの公営企業会計の決算状況をお知らせします。

お問い合わせ先：財政課財務係、電話番号：62-9126

## 平成23年度各会計決算から見る町の財政事情

### 一般会計の決算

#### 一般会計の歳入・歳出

【歳入総額】 79億9,534万円（前年度対比103・3%）

【歳出総額】 76億2,296万円（前年度対比103・5%）

#### 歳入の特徴

平成23年度の歳入決算額は79億9,534万円で、平成22年度に比べて2億5,506万円増額となりました。○町税24億3,826万円（前年度比+5,245万円）個人町民税と固定資産税は減額となりましたが、法人町民税とたばこ税は増額となり、特に法人町民税は9,982万円の増額となりました。○地方交付税21億9,743万円（前年度比+1億1,829万円）地方でも一定の行政サービスが維持できるよう国から交付されるもので、東日本大震災関連の経費分として特別交付税が交付されたことなどにより増額となりました。○繰入金 4億8,283万円（前年度比+1億3,852万円）基金を取り崩して歳入とするもので、主に地域総合福祉センター「清泉荘」建設のための財源として取り崩しました。

【歳入】 79億9,534万円 町民1人当たり 52.6万円

町債 4億円（5.0%）

交付金等 4億1,097万円（5.1%）

国県支出金 11億1,086万円（13.9%）

【依存財源】 41億1,926万円（51.5%）

地方交付税 21億9,743万円（27.5%）

分担金及び負担金ほか 2億4,901万円（3.1%）

諸収入・財産収入 3億3,415万円（4.2%）

繰越金 3億7,183万円（4.7%）

繰入金 4億8,283万円（6.0%）

【自主財源】 38億7,608万円（48.5%）

町税 24億3,826万円（30.5%）

財源

項目

科目説明

住民1人あたり

依存

町債 事業を実施する場合に借り入れる資金 2.6万円

交付金等 国税の一部が交付されるもの 2.7万円

国県支出金 社会福祉、農業施策、道水路建設に伴う補助金など 7.3万円

地方交付税 町の財政規模に応じ不足する経費を国から交付されるもの 14.5万円

自主

分担金及び負担金ほか 建設事業の地元負担金、施設使用料、寄附金など 1.6 万円

諸収入・財産収入 国等の受託事業、預託金返還金、預金利子など 2.2 万円

繰越金 前年度の繰越金 2.5 万円

繰入金 基金など積立金の取り崩しによるもの 3.2 万円

町税 町民税、固定資産税など 16.0 万円

計 52.6 万円

### 歳出の特徴

平成 23 年度の歳出総額は 76 億 2,296 万円で、平成 22 年に比べて 2 億 5,451 万円増額となりました。なお、歳出の「性質」（物品の購入なのか、職員の人件費なのか）に区分したのが「性質別歳出」、「目的」（福祉のためなのか、教育のためなのか）に区分したのが「目的別歳出」です。

#### 【性質別では】

○投資的経費 1 2 億 6,206 万円（前年度比＋6 億 3,198 万円）地域総合福祉センター「清泉荘」や小規模多機能型介護施設「一本松の家」の建設、農業用道路、水路の改修、長野県と共同で施工している「乙事広原線道路改良工事」などが主な事業となりました。

また、昨年取得した渡辺別荘跡地を、「ふじみ分水の森公園」として整備着手しました。

○扶助費 5 億 4,967 万円（前年度比＋2,847 万円）福祉医療費給付費の伸びや、子ども手当の制度変更により町の負担が増額となりました。

#### 【目的別では】

○民生費 2 4 億 1,228 万円（前年度比＋7 億 2,619 万円）福祉施設建設のほか、地域活動支援センター「赤とんぼ」の移転用地を購入しました。また、児童福祉事業として本郷小学校児童クラブ室の建設や、病児・病後児保育事業、母子通園施設事業を新たに創設しました。実質収支額 その結果、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額ともに 3 億 7,238 万円となり、平成 24 年度へ繰り越します。経常収支比率

【経常収支比率】 77・1%（前年度比 79・9%）町税、交付税など、経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費など、経常的に支出する経費の割合です。※この比率が低いほど、町が独自に使えるお金が多くなります。90%を超えると財政の硬直化が進んでいることとなります。

【歳出】 76 億 2,296 万円 町民 1 人当たり 50.1 万円

「目的別」

消防費 2 億 8,632 万円（3.8%）

諸支出金 3 億 6,483 万円（4.8%）

衛生費 4 億 7,034 万円（6.2%）

農林水産業費 5 億 4,560 万円（7.2%）

公債費 5 億 8,026 万円（7.6%）

教育費 6 億 4,074 万円（8.4%）

商工費 6億9,899万円 (9.2%)  
総務費 7億5,088万円 (9.8%)  
土木費 7億7,190万円 (10.1%)  
民生費 24億1,228万円 (31.6%)  
議会費ほか 1億0,082万円 (1.3%)

項目

科目説明

住民1人あたり

議会費ほか 議会活動の経費など 0.7万円  
消防費 消防活動や救急、防災など 1.9万円  
諸支出金 町の基金へ積立など 2.4万円  
衛生費 健康づくりや疾病予防、ごみ処理の経費 3.1万円  
農林水産業費 農業の振興や、農道、水路の整備 3.6万円  
公債費 町借入金の返済金 3.8万円  
教育費 学校教育、社会教育の充実など 4.2万円  
商工費 商工業の振興や、観光宣伝、観光施設の整備 4.6万円  
総務費 一般事務経費（他の費目に当てはまらないもの） 4.9万円  
土木費 道路、河川や都市計画整備 5.1万円  
民生費 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉 15.8万円  
計 50.1万円

「性質別」

投資及び貸付金 2億4,000万円 (3.1%)  
積立金 4億1,348万円 (5.4%)  
扶助費 5億4,967万円 (7.6%)  
公債費 5億8,026万円 (7.6%)  
繰出金 6億円 (7.9%)  
人件費 11億5,277万円 (15.1%)  
物件費 12億4,044万円 (16.2%)  
投資的経費 12億6,206万円 (16.5%)  
補助費等 15億3,783万円 (20.0%)  
維持補修費 4,645万円 (1.0%)

項目

科目説明

住民1人あたり

維持補修費 公共施設の補修等の経費 0.3万円  
投資及び貸付金 貸付金や商工業支援の預託金など 1.6万円

積立金 基金への積立金 2.7 万円  
扶助金 老人・児童・障害者福祉等のため支給する経費 3.6 万円  
公債費 町借入金の返済金 3.8 万円  
繰出金 特別会計などへの繰出金 3.9 万円  
人件費 議員報酬、職員給与など 7.6 万円  
物件費 臨時職員の賃金、光熱水費、委託料など 8.2 万円  
投資的経費 道水路工事や学校建設などの経費 8.3 万円  
補助費等 補助金や広域連合等への負担金など 10.1 万円  
計 50.1 万円

特別会計の決算

会計名

歳入決算額

歳出決算額

国民健康保険 14 億 2,878 万円 13 億 7,616 万円

有線放送 3,743 万円 2,524 万円

観光施設貸付事業 2 億 8,015 万円 2 億 7,999 万円

後期高齢者医療 1 億 4,273 万円 1 億 4,087 万円

富士見財産区 1,760 万円 1,649 万円

本郷・落合・境財産区 3 億 8,165 万円 3 億 8,033 万円

乙事財産区 756 万円 674 万円

公営企業会計の決算

会計名

歳入決算額

歳出決算額

水道

収益的収支 6 億 1,466 万円 5 億 0,705 万円

資本的収支 3,622 万円 4 億 9,867 万円

下水道

収益的収支 11 億 0,009 万円 10 億 0,162 万円

資本的収支 2,982 万円 6 億 0,883 万円

※グラフおよび表中の金額については、単位調整をしていますので、数値が一致しない場合があります。

## 町の財産と町債残高 ～借入金は減少しています！～

お問い合わせ先：財務課財政係、電話番号：62-9126

富士見町の財産と、町債（借入金）現在高、一般会計の町債残高の推移は次のとおりです。

町の財政

平成 22 年度

平成 23 年度

増減

基金（一般会計） 26億5,261万円 26億1,928万円 △3,333万円

土地 938,42 943,43 5,011

建物 74,924 73,21 △1,708万円

山林 4,720,23 4,720,23 0

町債（借入金）の残高

平成 22 年度

平成 23 年度

増減

一般会計 52億5,760万円 51億6,614万円 △9,146万円

水道事業会計 13億3,552万円 11億2,375万円 △2億1,177万円

下水道事業会計 103億2,678万円 97億8,886万円 △5億3,792万円

観光施設貸付事業特別会計 16億2,253万円 14億4,232万円 △1億8,021万円

一般会計 町債残高の推移～返済額>借入金 を維持～

## 平成 23 年度の財政指標をお知らせします

財務課財政係 電話 62-9126

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が定められました。この法律は「早期健全化」と「財政再生」の2段階の基準によって財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計なども連結させて、財政状況を明らかにしようとするものです。

平成 23 年度の決算に基づく算定結果は、いずれの指標も早期健全化基準を下回り前年度よりも良好な数値となりました。

### ■財政指標(日) 富士見町の健全化判断比率

健全化判断比率

早期健全化基準

財政再生基準

対象となる会計

実質赤字比率— (一) 14.97% 20.0% 一般会計・有線放送電話特別会計

連結実質赤字比率— (一) 19.97% 35.0% 一般会計・特別会計・公営企業会計

実質公債費比率 8.3% (9.7%) 25.0% 35.0% 一般会計・特別会計・公営企業会計 一部事

務組合・広域連合

将来負担比率 50.9% (57.7%) 350.0%一般会計・特別会計・公営企業会計・一部事務組合・広域連合・土地開発公社・富士見町開発公社等

※ ( ) 内は昨年度の数値□※実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため「-」で示しています。

実質赤字比率

一般会計と有線放送特別会計における赤字の程度を指標化したものです。連結実質赤字比率一般会計・特別会計・公営企業会計の赤字や黒字を合算したうえで、町全体の赤字の程度を指標化したものです。

実質公債費比率

一般会計の借入金返済額、公営企業会計や一部事務組合、広域連合の借入金返済に充てられる一般会計からの負担金、借入金に準じた経費を合算して指標化したものです。

将来負担比率

一般会計の地方債の残高、公営企業会計等の地方債の残高へ充てられる一般会計からの繰入見込額、土地開発公社やパノラマスキー場への負担見込額など実質的な将来負担を指標化したものです。

■財政指標(月) 公営企業会計等の資金不足比率

特別会計名 資金不足比率 早期健全化基準

水道事業会計 - (一) 20%

下水道事業会計 - (一) 20%

観光施設貸付事業特別会計 - (一) 20%

資金不足比率

それぞれの公営企業会計等の赤字額を料金収入などの事業規模と比較して指標化したものです。

※ ( ) 内は昨年度の数値□※各会計とも資金不足額が生じていないため、「-」で示しています。

## 国保だより

### 平成 23 年度 国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします

平成 23 年度国民健康保険特別会計の歳入総額は 14 億 2,878 万 274 円、歳出総額は 13 億 7,615 万 9,800 円でした。

また、単年度収支では 4,723 万 2 千円の赤字となりました。

国保加入者の総医療費は 10 億 9,673 万円で、保険給付費は 8 億 9,319 万 2 千円（前年比 2,378 万 7 千円、2.7%増）と年々増加しています。

歳出の割合は、保険給付費 64.9%、後期高齢者支援金 13.9%、介護納付金 5.9%、共同

事業拠出金 9.8%、保健事業費 1.3%等でした。

#### 【歳入】

14 億 2,878 万 274 円

繰越金 1 億 0,161 万円 (7.1%)

療養給付費交付金 1 億 3,640 万円 (9.5%)

一般会計繰入金 8,397 万円 (5.9%)

国保料 3 億 2,242 万円 (22.6%)

前期高齢者交付金 3 億 2,362 万円 (22.7%)

国県支出金 3 億 4,712 万円 (24.3%)

その他 1 億 1,361 万円 (7.9%)

#### 【歳出】

13 億 7,615 万 9,800 円

総務費 3,790 万円 (2.8%)

介護納付金 8,133 万円 (5.9%)

共同事業拠出金 1 億 3,484 万円 (9.8%)

後期高齢者支援金 1 億 9,141 万円 (13.9%)

保険給付費 8 億 9,319 万円 (64.9%)

その他 1,957 万円 (1.4%)

保健事業費 1,789 万円 (1.3%)

#### 医療費は増え続けています

平成 23 年度の富士見町における国保の一人当たりの医療費は 262,203 円(前年比 8,660 円、3.4%増)でした。これは、県内 77 市町村の中でも 64 位で前年度に対する伸び率は 54 位と低い位置にあります。

しかし、医療費は年々増加しています。特定健診(※1)等を是非受けていただき、病気の早期発見と健康状態の把握に努めることが大切です。

※1：保健センターで行う集団健診や各医療機関に出かけて行う個別健診

◆人間ドックを受けられた方に補助を行っています。

- ・日帰り受診 15,000 円
- ・一泊受診 30,000 円
- ・平成 23 年度実績

日帰り 206 件、一泊 54 件

◆平成 23 年度特定健診等受診者数

- ・集団健診 993 人
- ・医療機関健診 278 人
- ・保健指導の積極的支援 34 人
- ・動機付け支援 15 人

国保特別会計歳入歳出決算額の推移

20 年度

21 年度

22 年度

23 年度

歳入合計 1,274 1,329 1,428 1,429

歳出合計 1,240 1,289 1,326 1,376

平成 23 年度一人当たり医療費と県内順位及び伸び率

( ) 内は県下 77 市町村中の順位

一人当たり医療費

伸び率

富士見町 262,203 円 (64 位) 3.42% (54 位)

長野県 288,964 円 4.85%

## 平成 24 年度 上半期 (平成 24 年 4 月～9 月)

### 財政状況を公表します

お問い合わせ先：財務課財政係、電話番号：62-9126

#### 【一般会計の状況】

本年度上半期に 4 回の予算補正を行いました。補正の結果、当初予算総額に 1 億 6,775 万円を増額し、69 億 5,275 万円となりました。主な補正内容は、町税還付金、6 月の台風による災害復旧事業、新規就農者支援事業が大きな項目となります。

#### 【主な補正予算 (歳出)】

○町税還付金……7,083 万円      ○災害復旧事業……1,782 万円      ○新規就農者支援事業  
……1,444 万円

○コミュニティ助成事業……1,300 万円      ○乙事公民館耐震他補助……800 万円

○富士見メガソーラー(株)出資金……300 万円

歳入

予算現額 69 億 5,275 万円

収入済額 36 億 1,508 万円 (収納率 52%)

歳出

予算現額 69 億 5,275 万円

支出済額 29 億 2,066 万円 (執行率 42%)

会計別執行状況

(平成 24 年 9 月 30 日現在)

区分

予算現額

収入済額

収納率

支出済額

執行率

一般会計 69億5,275万円 36億1,508万円 52.0% 29億2,066万円 42.0%

特別会計

国民健康保険特別会計 14億4,529万円 6億3,700万円 44.1% 6億3,351万円 43.8%

観光施設貸付事業特別会計 2億8,011万円 5,016万円 17.9% 687万円 2.5%

後期高齢者医療特別会計 1億5,000万円 6,850万円 45.7% 5,184万円 34.6%

富士見財産区特別会計 2,080万円 925万円 44.5% 292万円 14.0%

本郷・落合・境財産区特別会計 4億1,387万円 1億2,260万円 29.6% 1億1,558万円 27.9%

乙事財産区特別会計 827万円 89万円 10.8% 55万円 6.7%

企業会計

水道事業会計

収入 5億8,500万円 1億8,743万円 32.0%

支出 8億3,039万円 1億2,461万円 15.0%

下水道事業会計

収入 10億6,043万円 5億7,586万円 54.3%

支出 16億1,861万円 4億6,117万円 28.5%

※グラフ及び表中の金額については、単位調整をしていますので数値が一致しない場合があります。

## 住宅用地に対する課税標準の特例と申告について

お問い合わせ先：財務課町税係、電話番号：62-9124

### 【住宅用地の特例とは】

住宅用地（人が住居している家屋等がある敷地）については、その税負担を軽減する必要から固定資産税の課税標準の特例措置が設けられています。軽減割合は下記の小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例が適用されます。

### 【住宅用地の申告】

土地の所有者は、住宅用地に対する課税標準の特例に関して、次のような場合には申告が必要となります。

- (1) 所有の土地の住宅に居住者の異動があった場合や、人が住まなくなった場合
- (2) 住宅を新築し、その敷地が新たに住宅用地になった場合

- (3) 事務所・店舗などを住宅に改築または用途変更し、その敷地が住宅用地になった場合
- (4) 住宅を取り壊し、その敷地が住宅用地でなくなった場合
- (5) 住宅を事務所・店舗などに改築または用途変更し、その敷地が住宅用地ではなくなった場合

※申告期限等：土地の所有者は上記内容に変更があった場合、翌年1月31日までに申告をお願いします。なお、申請書類は町ホームページからもダウンロードできます。

## 「コミュニティ助成事業」は

### 地域のコミュニティ活動を応援します

**お問い合わせ先：**総務課企画統計係、電話番号：62-9332

コミュニティ助成事業は、財団法人 自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うための助成事業です。

今年度の財団法人 自治総合センターの助成事業は上葛木区と若宮区が、助成対象団体に選定されました。

#### ●財団法人 自治総合センターの助成事業

上葛木区

##### 【整備された備品】

- ・カラー複合機
- ・デジタルテレビ
- ・ブルーレイレコーダー
- ・パソコン
- ・会議用机・イス 他

若宮区

##### 【整備された備品】

- ・液晶テレビ
- ・ブルーレイレコーダー
- ・カラー複合機
- ・ノートパソコン
- ・プロジェクター
- ・会議用机・イス 他

コミュニティ助成事業には、以下のメニューがあります。

- (1) 一般コミュニティ助成事業 (2) コミュニティセンター助成事業 (3) 地域防災組織育

成助成事業（4）青少年健全育成助成事業（5）共生の地域づくり助成事業（6）地域の芸術環境づくり助成事業（7）地域国際化推進助成事業（8）活力ある地域づくり助成事業

「一般コミュニティ事業」は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業です。助成の対象は、地域づくり・まちづくりに対し積極的に取り組む自治会（区）や、町が認めた団体などです。

コミュニティ助成事業は、地域文化の振興、コミュニティ活動の支援など、地域振興のための様々な支援を行っています。地域のコミュニティ活動の推進のため、助成事業を有効に活用しましょう。

コミュニティ助成事業の詳細についてはこちらをご覧ください。

財団法人 自治総合センターのホームページ URL <http://www.jichi-sogo.jp/>

## 富士見町教育委員会だより 第 83 号

平成 24 年 11 月 1 日発行 富士見町教育委員会編集電話 62-9235

[kodomo@town.fujimi.lg.jp](mailto:kodomo@town.fujimi.lg.jp)

定例教育委員会 11 月 7 日（水） 午前 9 時 30 分より 役場 2 階 教育長応接室傍聴歓迎！

子どもに関するなんでも相談 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 電話 62-9233 家庭・教育相談員（鈴木）

### 「教育の町」づくり

小林洋文教育長三期目の抱負

9 月町議会で同意を得、10 月 1 日、町長から教育委員に任命されました。同日の教育委員会臨時会において互選により教育長に再任されました。任期は 4 年間です。4 年前、二期目の抱負として《目標は「歩く教育長」。学校や地域の声を第一に考える現場主義を大事にしたい。住民の意見を直接反映する「地区別教育懇談会」も開きたい。》と 8 年前の一期目の就任記者会見で述べた抱負を紹介しました。

三期目はもっと現場に足を運びたいと思います。

町内を歩く 地区を歩く 集落を歩く 山を歩く

役場の往復を歩く。

保育園 小学校 中学校 つどいの広場〈A i A i〉を歩く。

町図書館 高原のミュージアム町民センター井戸尻考古館を歩く。……

子どもを大事にしない町に未来はありません。三期目はこれまで以上に謙虚に、町民、保護者、地域の皆さんの声に耳を傾けながら、子どもを大事にする「教育の町」づくりに全力を注ぎます。

役場 2 階にある教育長応接室にお気軽にお出で下さい。みなさんのご意見に耳を澄まし

ます。(ブログ「教育長日記」とフェイスブックでも発信しています)。

これからもどうぞよろしく申し上げます。

平成二十四年十月一日 富士見町教育長 小林洋文

### 冬の「無料塾」を開講します

8月に実施した無料塾の事後アンケート結果から、より効果的な学習を行うためには継続的な学習支援体制が必要であるという意見が講師のみなさんから多く寄せられました。そこで、「無料塾」初年度の取り組みとしては、今年度はまず夏に行った講座で学んだ中学3年生に基礎・基本の学力を保障するという視点に立った短期的な講座を設けることにしました。冬の講座では、個別指導を基本とした指導を行い、生徒一人ひとりの学習に寄り添うことを目指していきます。そこで、下記のような冬期講座の開催を考えています。

期 間：①平成24年11月25日(日) ②平成24年12月9日(日) ③平成24年12月2日(日)

時 間：午前9時00分～12時00分

会 場：町民センター

対 象：富士見中学3年生

定 員：生徒20名程度 人数制限は、確実な個別指導を実現するために行いました。

講 師：10名程度

教 科：国語(漢字書き取り・文章読解・古文 等) 数学(計算問題・関数・図形 等) 英語(リスニング問題・文法 等)

・各教科50分授業

・教科ごと2クラスにし、1クラスは自主学習、もう1クラスは基礎問題演習の個別指導。

教 材：過去10年分の入試問題も取り入れつつ、類似の問題演習ができる教材。教科ごとの扱う内容、教材については、講師陣との事前打ち合わせを進める中で決めていきます。

富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係 電話 62-9235

## 「教育の町」づくり推進

### 教育未来会議「エデュ・Café」

#### ～教育について語ろう～

本年度より本格的に取り組んでいる「教育の町」づくり推進については、小中一貫の英語教育の実施、「家庭学習の手引き」の作成、「無料塾」の開講に続き、第4弾として教育未来会議「エデュ・Cafe」を開催します。「教育の町」について保護者、住民の皆さんへの説明と、日頃感じている教育や子育てに関することなど、アップルティーを飲みながらリラックスした雰囲気の中で懇談したいと考えています。幅広く意見をお聞きし、今後の「教育の町」推進に活かしていきます。率直な意見交換をしたいと思っておりますので、どなたでも

お気軽にご参加ください。

【日程】 本年度は11月下旬から、近隣区をまとめ13カ所で開催します。

11月26日（月曜日）御射山神戸区、栗生集落組合

11月28日（水曜日）信濃境区、池袋区、烏帽子区、高森区、小六区、広原区

11月29日（木曜日）机集落組合、瀬沢区、先能集落組合、神代区、平岡区（会場：旧落合小学校）

12月3日（月曜日）富士見区

12月4日（火曜日）立沢集落組合

12月5日（水曜日）富里区、富士見台区

1月10日（木曜日）乙事区

1月11日（金曜日）若宮区、木之間区、花場区、休戸区、横吹区、とちの木区、塚平区

1月22日（火曜日）葛窪集落組合、先達区、田端区

2月25日（月曜日）瀬沢新田集落組合、桜ヶ丘区

2月26日（火曜日）下蔦木集落組合、上蔦木区

2月28日（木曜日）大平区、松目区、原の茶屋区、富士見ヶ丘区

3月1日（金曜日）南原山集落組合、富原区、富ヶ丘区

【時間】 午後7時から午後9時まで2時間程度を予定

【場所】 太字・編みかけ字の地区、集落センター、公民館、区役所等（会場の都合で日程が変わる場合があります）

・主催者側からは、教育長、教育委員、子ども課長、生涯学習課長、総務 学校教育係長、子ども支援係長、関係職員が参加予定です。

・「エディ・Cafe」とは……Educational Cafeの略称で、カフェでくつろぐような雰囲気の中、教育について語り合う場という意味を持っています。

**お問い合わせ先：**富士見町教育委員会 子ども課総務学校教育係、電話番号：62-9235

**教育委員再任よろしくお祈いします**

9月議会の同意を得て、平成24年10月1日より、井出志保子さん（富士見）が教育委員に再任されました。任期は平成28年9月30日までの4年間です。また同日、教育委員会臨時会において、教育委員長に井出志保子さん、委員長職務代理者に五味稔さん（乙事）が再任されました。任期はいずれも1年間です。

11月18日（第3日曜日）は家庭の日

寒くなり、運動不足になりがちなこの時期、ジョギングやウォーキングなど体力向上と親子のコミュニケーションにつなげましょう。

編集後記

教育や子育てについて、地域の皆様のご意見をお聞かせください。お待ちしております。

**こんにちは地域包括支援センターです**

## ～住宅改修～

**お問い合わせ先：**地域包括支援センター、電話番号：62-8200

『最近足腰が弱くなった。トイレが大変』『つまずいて転んでしまった。外出を控えている』などありませんか？こんな時、家具の配置を工夫したり、足元を整理するなどの工夫で、かなり過ごしやすくなります。

住み慣れた家で安心して暮らし続けるために、介護保険を利用し住宅改修を行うことができます。

○対象者：介護保険の要支援、要介護認定を持っている方（認定のない方はご相談ください）

○対象工事：《手すり設置》《段差解消》《洋式トイレへの取替》《開けやすい扉や滑りにくい床材などへの変更》《改修に必要な付帯工事》※事前申請し、町の許可後、工事着工となります。

○工事費：上限 20 万円（上限額内の 1 割負担、上限超過分は自己負担）工事費全額自己負担し、支給申請後に工事費の 9 割が指定口座に振込まれます。

○業者：どこでも【ご家族による改修も可能。材料費が該当します】

### 住宅改修業者を選ぶポイント

- ・希望や要望を聞いてくれ相談に乗ってくれる。
- ・介護、福祉の知識、経験があり、介護保険の主旨、手続きの理解がある。
- ・本人、家族、ケアマネなどと連携が図れる。その他、簡易トイレ、入浴イスなどの衛生物品は購入、手すりやベッドなどは貸与できます。（要介護度により品目制限あり）人の手を借りずに、いつまでもご自身の力で行動したいものです。お気軽に担当ケアマネージャー、もしくは地域包括支援センターにご相談、お問い合わせください。

## 健康ふじみ 21 いきいき通信

富士見町健康づくり計画「健康ふじみ 21」を推進しています

### 精神保健福祉普及運動の実施について

**お問い合わせ先：**住民福祉課保健予防係、電話番号：62-9134

第 60 回精神保健福祉普及運動が現在実施されています。（長野県においては、10 月 22 日～11 月 21 日）この運動は、精神障害者の福祉の増進と県民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

こころの問題は、個人的な問題ではなく、社会全体（みんな）で考えてゆくべき重要な問題です。次に示すものは「こころのバリアフリー宣言」と言い、精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針として、厚生労働省から示されたものです。

- (1) 精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）
- (2) 無理しないで、心も身体も（予防）

- (3) 気づいていますか、心の不調（気づき）
  - (4) 知っています 精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）
  - (5) 自分で心のバリアを作らない（肯定）
  - (6) 認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）
  - (7) 出会いは理解の第一歩（出会い）
  - (8) 互いに支えあう社会作り（参画）
- (1) から (4) については、自分や周囲の人たちが注意すべきポイントであり、(5) から (6) については、社会全体として支援し、共生できる社会を築くことを目指すものです。
- 今回の運動を通じて、精神疾患に対する正しい理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図りましょう。

## 親と子の健康ガイド 11月（11月11日～12月10日）

### 健康診査・予防接種

#### 会場

保健センター

#### 事業名 対象児 期日 集合時間 会場

- ・ 4ヵ月児健診 平成24年7月生まれ 11月30日（金曜日） 午後1時
- ・ 7ヵ月児健診 平成24年4月生まれ 12月7日（金曜日） 午後1時
- ・ 10ヵ月児健診 平成24年1月生まれ 12月7日（金曜日） 午後1時40分
- ・ 1歳6ヵ月児健診 平成23年3月～4月生まれ 11月13日（火曜日） 午後1時
- ・ 2歳児歯科健診 平成22年9月～10月生まれ 11月21日（水曜日） 午後1時
- ・ BCG 平成24年6月4日～平成24年9月5日生まれ 12月4日（火曜日） 午後1時30分
- ・ 3種混合 生後6ヵ月～7歳6ヵ月 11月27日（火曜日） 午後1時15分～1時50分（受付）
- ・ ポリオ ポリオの予防接種が完了していない方（個別でご案内を通知しています） 11月16日（金曜日）、11月26日（月曜日） 午後1時15分～1時50分（受付）

### 相談・教室

#### 事業名 期日 受付時間 会場

- ・ 乳幼児相談 11月28日（水曜日） 午前9時30分～10時30分 保健センター

お問い合わせ先：住民福祉課保健予防係、電話番号：62-9134

健康ふじみ21 歯の健康推進チームだより

#### 教えて！知って得する歯の健康マメ知識（27）

今回は、歯の矯正時期について歯科医師に聞いてみました。

Q：歯の矯正はいつの時期から考えればいいのでしょうか。

A：矯正の時期ですが、顎の骨のバランスや大きさを整える骨格矯正と歯の位置を整える歯列矯正があります。

骨格矯正は小児の顎の骨の発育成長過程を利用した治療です。ただし矯正装置が入れられる年齢に達していなければなりませんので、一般的には大人の歯が生え始める6歳頃に相談するとよいと思われます。歯列矯正は成人になってからでも行われます。永久歯が生えそろって成長が止まってから治療した方がいい場合もありますので専門の歯科に相談してください。

**お問い合わせ先：**健康ふじみ 21 歯の健康推進チーム事務局、住民福祉課保健予防係（保健センター内）、電話番号：62-9134

### —消費者見守り情報 No.23—

#### 催眠（SF）商法に気をつけて！

高齢者が誘われて入った仮設店舗や空き店舗で、買うつもりがないのに高額な商品を買ってしまい、困惑した相談事例があります。この手口は締め切った会場の中で、言葉巧みに次々と日用品や食料品等を無料で配り、貰わないと損するかのような気分させて一種の催眠状態にしたところで、高額な健康食品や健康器具、布団などを買わせる商法で催眠（SF）商法といわれています。

誘われても必要がなければ会場に行かないように注意し、購入する場合は契約書を要求したり、他の店舗と比較するなど慎重に対応し、必要がなければ「はっきり」断りましょう。

SF商法は、8日以内であればクーリング・オフにより解約することができます。また、認知症であったり、威迫された場合も解約できる場合がありますので、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

ご相談：住民福祉課住民係、電話番号：62-9112、松本消費生活センター電話番号：0263-35-1556

#### 11月の納税等

国民健康保険料／後期高齢者医療保険料／保育料／上下水道使用料／住宅使用料

#### 納期限・振替日は11月30日（金曜日）です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

**お問い合わせ先：**財務課収納係、電話番号：62-9123

#### 住民だより 10月

9月15日～10月14日の届出（敬称略）

出生・転入・転居は14日以内に死亡は7日以内に届出を

#### 結婚おめでとう

氏名、出身地

樋口幹哉 若宮

石井亜希 上田市

三井光秀 乙事

樋口望 塚平

### 出生おめでとう

氏名、父の名、母の名、区名

伊藤乃々羽、大輔、文絵、富士見

中山晴輝、隆弘、愛、信濃境

クランフォード セリア光莉、眸、富原

山下岳、達朗、祐子、立沢

鈴木莉乃、浩満、恵美子、富里

小池強司、秀美、マリネル、立沢

### おくやみ申し上げます

氏名、年齢、世帯主、区名

植松輝泰、86歳、高光、立沢

平出ゆき子、96歳、軍治郎、葛窪

五味輝彦、91歳、公義、乙事

齊藤謙一、91歳、敏、烏帽子

折井静夫、92歳、正文、木の間

伏見ひで子、93歳、実、机

雨宮留雄、102歳、鉄雄、瀬沢新田

名取一美、87歳、正明、上蔦木

### 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

「労働保険」とは、労働災害や失業が発生した際に保険給付を行うことにより、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした、政府管掌の強制保険です。労働者を一人でも雇用する事業主は原則として、労働保険に加入する義務が生じますので、手続きがまだお済みでない場合は、お早めに届出をお願いします。

また、雇用保険加入手続きが適正に行われているか否かについて、労働者の方が直接ハローワークへ照会することができる「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会」制度もあります。ご活用ください。

お問い合わせ先：ハローワーク諏訪、電話番号：58-8609、岡谷労働基準監督署、電話番号：22-3454

## くらしの情報

### お知らせ

【年金だより】社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます  
～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

**【控除証明書の送付時期】**

・平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、本年10月下旬から11月上旬に送付されます。

・10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年1月下旬に送付されます。

●ご家族の国民年

金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

●ご不明の点は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料のご案内を民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

●期間

平成25年1月まで

●委託事業者

株式会社オリエントコーポレーション

電話番号：0120-217-736

**【振り込め詐欺にご注意】**

・委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により金融機関やコンビニでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMにより、振り込みをお願いすることはありません。

・委託事業者が戸別訪問する場合、顔写真入りの戸別訪問員証明書（身分証）を提示し、未納の理由が経済的に困難という方には、年金制度の説明を行ったうえで免除等申請手続きをご案内します。保険料をお預かりすることはありません。

個人事業税（後期分）の納期限は11月30日（金曜日）です

個人事業税は、個人で製造業や請負業、物品販売業あるいはアパート・土地等の貸付などを行っている方に課税される県の税金です。

後期分の納税通知書がお手元に届きましたら11月30日（金）までにお近くの金融機関または地方事務所税務課窓口で納めてください。

**お問い合わせ先：**諏訪地方事務所税務課課税係、電話番号：57-2909

## 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

毎年11月は「乳幼児突然死症候群対策強化月間」となっています。これは12月以降の冬季にSIDSが発生する傾向が高いことから、発生予防の啓発のため実施されるものです。乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本での発症頻度はおよそ出生4,000人に1人と推定され、生後2カ月から6ヶ月に多いとされており、乳児の死亡原因の第3位となっています。

SIDSの原因は不明ですが、育児環境のなかにSIDSの発生率を高める3つの因子があることが明らかになっています。次の3点に注意を払い、発生予防に努めましょう。

- ・あおむけ寝で育てましょう。（うつ伏せ寝は危険性を高めます）
- ・タバコはやめましょう。（保護者などの習慣的喫煙は危険性を高めます）
- ・できるだけ母乳で育てましょう。（人工栄養哺育は危険性を高めます）

**お問い合わせ先：**住民福祉課保健予防係、電話番号 62-9134

### 農業用廃プラスチックの回収

産業廃棄物は、排出者が責任をもって適正な処理をするよう法律で定められています。農家の皆様の手助けとして回収処理を行いますので、ご利用ください。

●日時：11月17日（土曜日）午前9時～11時

●場所：JA信州諏訪富士見町野菜集荷所

●持ち物

（1）印鑑※当日、委任状・排出業者（農家）の処理委託契約に、印鑑が必要です。印鑑がない場合、持ち込み（排出）ができないこともありますので、必ずお持ちください。

（2）現金※回収費用は現金支払いですので、ご用意願います。

（3）黒ボールペン

●回収するもの

（1）農業用廃ビニールなどの資材

【対象】被覆用ビニール／ポリフィルム／畦シート／マルチシート／ポリポット／肥料袋など

【回収費用】1kgあたり50円（税込）

【注意事項】

- ・土砂、泥などはできる限り除去する
- ・金属などの異物は絶対に入れない
- ・計量しやすいように1梱包は15～20kg程度にし、ビニール紐（縄紐は不可）でしっかり結束する
- ・小さい資材は肥料袋に入れて縛る
- ・資材別に分別する

## (2) 農薬の空き容器

### 【対象】

農薬のポリ容器、ポリ袋のみ

※農薬空きビン・缶は回収しません。

【回収費用】 1袋1律300円(税込)

### 【注意事項】

・指定の袋へ入れてください。(JAファームふじみ店にて10枚入り100円を購入してください)

### ★次の処理を徹底

・空き容器は、必ず2回以上洗浄する。

・ポリ容器のキャップを外す。

※産業用廃棄物を運搬する車両の表示および、書面の備え付け(携帯)が義務付けられました。詳細はお問い合わせください。

### ●その他

・ドロクロ缶と不要農薬の回収は、日程が決まり次第お知らせします。

**お問い合わせ先**：JA信州諏訪富士見町営農センター、電話番号：62-2157

子ども・若者育成支援強調月間

11月は全国「子ども・若者育成強調月間」です。町青少年健全育成協議会と子ども育成会協議会では、次代を担う富士見町の青少年がのびのびと健やかに成長していくため、店主の皆様に「青少年健全育成協力店」加入を働きかけています。

(1) 青少年にとって好ましくない「有害な雑誌」「ビデオ」等を18歳未満には販売しないこと。

(2) 万引き防止のための「声かけ 励行」「監視体制の整備」等、万引きできない環境づくり。

(3) 飲酒や喫煙等の行動を思いとどまらせる声掛け「愛の一声運動」の実践。これらを依頼し、健全育成を進めています。現在、170店舗あまりの店主の皆様の賛同を得ています。

**お問い合わせ先**：生涯学習課、電話番号 62-7900

秋季体育施設一斉清掃

体育施設の一斉清掃を行います。体育施設利用登録により施設使用料金の免除を受けている団体の皆様は、ご参加ください。

●実施日時：11月17日(土曜日)午前6時30分～午前7時30分※雨天決行となります。

### 【団体代表の方へ】

清掃箇所と使用用具については、各団体代表者宛通知をご覧ください。割当て人数以上の参加者と施設毎の必要用具の手配をお願いします。※各会場責任者と作業責任者は、現場指示をお願いします。

**お問い合わせ先**：生涯学習課社会体育係、電話番号：62-2400

## 説明会

平成24年分年末調整説明会

諏訪税務署では、給与所得者に関わる年末調整説明会を次のとおり開催します。

●日時：11月14日（水曜日）午後1時30分～（2時間程度）

●場所：コミュニティ・プラザ2階大会議室

※説明会では「年末調整のしかた」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、お持ちください。

**お問い合わせ先**：諏訪税務署、電話番号52-1390、自動音声案内番号「2」

平成24年青色申告決算説明会

●日程・会場：（時間はいずれも午後2時～4時）

（1）営業・不動産所得11月29日（木曜日）富士見町商工会館

（2）農業12月7日（金曜日）富士見町営農センター会議室（旧富士見町中央支所）

※資料は会場で配布します。

**お問い合わせ先**：諏訪税務署個人課税部門、電話番号57-5211

## 募集

救急法講習会の受講者

～あなたは、大切な人を救えますか？～

いつ起こるかわからない、事故や急病などに備え、救命や応急手当の知識・技術の普及を図るため日本赤十字社長野県支部では救急法の講習会を開催します。受講を希望される皆様は、申し込みをお願いします。

【救急法基礎講習会】

★開催日時：11月25日（日曜日）午前9時～午後2時

★対象者：18歳以上の方

【救急員養成講習会】

★開催日時：12月1日（土曜日）・2日（日曜日）午前9時～午後5時30分

★対象者：基礎講習終了者〈以下共通〉

●場所：町民センター2階

●受講：各講習会1,500円

●定員：30名（先着順）

●持ち物：筆記用具

●服装：実技ができる服装

●申込期限：11月16日（金曜日）まで

**お問い合わせ先**：住民福祉課社会福祉係、電話番号：62-9144

「110番の日」における標語

警察では、毎年1月10日を「110番の日」として、通報の正しい利用と促進を呼び掛け

る活動をしています。平成 25 年「110 番の日」に向けた茅野警察署統一標語を募集します。

●募集方法：封書またはハガキに標語を記載し、住所・氏名・年齢・連絡先を明記して 11 月 30 日（金曜日）までに提出してください。

●施賞：優秀作品は「110 番の日」に広報として活用のうえ、記念品を贈り表彰を行います。

お問い合わせ先：茅野警察署地域課、電話番号：82-0110（内線 290・291）

## 公営住宅入居者募集

◆住宅の概要（募集戸数：1 戸）

住宅名、構造等、規格、家賃、所在地等

森山公営住宅 1 号、木造平屋建昭和 57 年度建築、3DK Y、14,800 円～29,200 円、富士見町境 7800-1 信濃境駅より北へ約 500m

※D…食事室、K…台所、Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

◆募集期間：11 月 1 日（木曜日）～11 月 14 日（水曜日）

◆申込方法：総務課管財係に備付け又は町ホームページ内の申込用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

◆選考方法：公開抽選

◆抽選日時・会場：11 月 19 日（月曜日） 午前 10 時～役場 302・303 会議室

◆入居日：原則として入居決定後 10 日以内

◆入居資格：次の（1）～（6）の資格を全て満たす方

- （1） 地方税を滞納していない方
- （2） 現に同居し、または同居しようとする親族があること（※単身入居不可）
- （3） 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
  - ・ 一般世帯：158,000 円以下
  - ・ 高齢者身体障害者世帯等：214,000 円以下
- （4） 現に住宅に困窮していることが明らかな方（※自己の持ち家がある方は不可）
- （5） 町内に住所または勤務先を有する方
- （6） 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと

お問い合わせ先：総務課管財係、電話番号：62-9325、Eメール：soumu@town.fujimi.lg.jp

## GroupLife（グループライフ）

町内にはさまざまなコミュニティがあり、独自の活動をしています。そんな皆さんの活動やイベントをご紹介しますコーナーがグループライフ（仲間との生活）です。

今年は「ウィンタースポーツ」に挑戦しませんか？

富士見町地域スポーツクラブ

お問い合わせ先：町民センター、電話番号：62-2400

スキー、スケート、スノーシュー、そしてウォーキング・・・

富士見町には、近くに2つのスキー場、そしてスケート場、力強く光り輝く山々があり、私たちが来るのを待っています。

さあ、トレーニング開始です。まずは、ラジオ体操から。次に普段使っていない身体のストレッチ。そして、少し早目のウォーキング。

冬はすぐそこまで来ています。寒さに負けない身体を作り、元気に乗り越えましょう！！

■9月22日（土曜日）

天空の遊覧カートに乗って初秋の富士見高原を楽しむ～不動清水・盃流し・創造の森めぐり～

はじめての遊覧カート、ゆっくり、のんびり、秋晴れのもと楽しく歩きました。

■10月7日（日曜日）

第35回町民スポーツ祭

スポーツクラブの活動紹介コーナーでは、「キッズギネス」に挑戦!!つみき立てや手作り紙ヒコーキでとっても楽しそうでした。

つながる・つながる「地域の輪」

富士見高校

富士見高校では、様々な活動を通して地域と連携した「教育活動」が実践されています。この時期も保護者、同窓会、職員による綱引き大会が行われました。

特訓の成果をみせて見事「1年1組」が優勝しました。生徒の頑張りにつられ、ご高齢の同窓会の方々、保護者の皆さん、職員が力の限り綱を引き、普段は生徒の声が響く体育館に「野太い声」がこだました一日でした。

また、しばしば小学生が農場を訪れたり、図書委員会が地域に出て読み聞かせをする準備をしたりと、富士見町の様々な方たちと交流しながら、「ひとまわり・ふたまわり」成長していく富士見高校の生徒たちです。

10分間に「富士見町」の想いを込めて

商工会青年部～主張発表大会～

今年も富士見町商工会青年部は主張発表大会に参加しました。この大会は、各地域の青年部員がそれぞれの「町」をどのように発展、盛り上げていくかという「熱い想い」を10分間のスピーチで表現する大会です。今回は、ふるさと親交委員会副委員長の和田賢司さんに、富士見町の代表として参加いただきました。

大会は4月の南信予選から始まり、5月の県大会、9月の関東ブロック大会を経て、翌年2月の全国大会と、大変長い期間かけて行われます。特に今年は、全国大会の予選にあたる関東ブロック大会が「長野県」で開かれる重要な年でした。最近、富士見町商工会青年

部は長野県大会を突破できていません。しかし今年は、和田さんの「持ち前の度胸」に加え「富士見町をもっと盛り上げたい」という「熱い思い」が発揮され、みごと県大会で優勝！富士見町としては数年ぶりに関東ブロック大会へ進むことができました。

9月12日長野市で行われた、平成24年度全国商工会連合会青年部主張発表の関東ブロック大会で和田さんは1都10県各地域の発表者と戦い、惜しくも全国大会へは進めませんでした。しかし、その堂々とした姿と、富士見町を想う熱いスピーチは青年部員のみならず、会場の来場者を感動させる素晴らしいものでした。

半年間という長い期間、富士見町の代表として戦ってくれた和田賢司さん、本当にお疲れさまでした。この想いを大切に、富士見町商工会青年部は町発展のため、これからも全力を尽くしていきます。

## 毎日の食事だから「大切」に

### 保育園園長会

富士見町内の保育園では、子どもたちが健康な生活の基盤である「発育」・「発達」を支えるため、「食」について様々な配慮と工夫を進めています。

#### 【富士見町内保育園の食育計画】

- お腹がすくリズムがもてる子ども
- 食べたい物、好きなものが増える子ども
- 一緒に食べたい人がいる子ども
- 食事作り、準備にかかわる子ども
- 食べ物を話題にする子ども

食べることは「生きていくためのすべての源」で、「心の発達」にも密接に関係しています。

## くらしのガイド 11月（11月1日～12月10日）

※12月の内容は次号と重複する場合があります

### 休日当番医・薬局【11月分】

#### 期日 当番医 当番薬局

- ・ 11月3日（土曜日・祝日） 高原病院、電話番号：62-3030 矢崎薬局、電話番号：73-6868
- ・ 11月4日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 笠原薬局、電話番号：72-2028
- ・ 11月11日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 りんどう薬局、電話番号：73-9285
- ・ 11月18日（日曜日） 文化ヶ丘病院、電話番号：62-2046 上原ファミリー薬局、電話番号：73-7177
- ・ 11月23日（金曜日・祝日） 高原病院、電話番号：62-3030 フジモリ薬局はら店、電話番号：79-5751

- ・ 11月25日(日曜日) 高原病院、電話番号：62-3030 フジモリ薬局、電話番号：72-2200

## 全町対象／燃えるごみの収集

### 日時

毎週月曜日 午前9時～11時(祝日も実施)

### 場所

役場裏駐車場(第2体育館駐車場)

## 粗大ごみの収集

- ・ 11月5日(月曜日) 御射山神戸・栗生・大平・松目・原の茶屋・花場・休戸
- ・ 11月12日(月曜日) 若宮・木之間・横吹・とちの木・南原山・富原・富士見ヶ丘・塚平・富ヶ丘・梅沢・希望ヶ丘

## 資源物の収集

- ・ 11月1日(木曜日)、11月6日(木曜日)：本郷・落合・境地区
- ・ 11月15日(木曜日)：富士見地区

## ※容器包装・その他プラのみ

- ・ 11月1日(木曜日)、12月6日(木曜日)：富士見地区
- ・ 11月15日(木曜日)：本郷・落合・境地区

## 水道指定給水装置工事事業者 土・日・祝日当番店

### 月日 当番店 電話

- ・ 11月3日(土曜日) リビングクボタ 62-5391
- ・ 11月4日(日曜日) 富士見設備 62-2421
- ・ 11月10日(土曜日) 太陽住設 62-2093
- ・ 11月11日(日曜日) 山本管工事 64-2649
- ・ 11月17日(土曜日) 戸井口建設 65-3213
- ・ 11月18日(日曜日) 三善工業 66-2078
- ・ 11月23日(金曜日・祝日) 坂本鉄工所 62-2065
- ・ 11月24日(土曜日) 窪田設備 62-7004
- ・ 11月25日(日曜日) 窪田鉄工設備 62-3253

## 役場窓口業務延長日

11月6日(火曜日)・13日(火曜日)・20日(火曜日)・27日(火曜日)・12月4日(火曜日)

午後5時15分～午後7時

## 相談・説明会

### 相談・説明会名 日時 会場

- ・ 結婚相談 11月13・27日(火曜日) 午後1時～午後5時15分 お問い合わせ先：結婚相談所(役場4階)、電話番号：62-7853

- ・ 行政相談 11月16日(金曜日)午前9時～正午 町民センター 2階、**連絡先**:相談委員 雨宮正一、電話番号:62-3729、**お問い合わせ先**:住民福祉課住民係、電話番号:62-9112
- ・ 心配ごと相談 11月16日(金曜日)午前10時～午後3時 町民センター2階、**お問い合わせ先**:社会福祉協議会、電話番号:78-8988
- ・ 子育て相談 11月16日(金曜日)午前9時～午前11時30分 保健センター1階、**お問い合わせ先**:子ども課子ども支援係、電話番号:62-9233
- ・ 出張年金相談 11月7日(水曜日)、12月5日(水曜日)、午前10時～午後3時 役場3階会議室、**お問い合わせ先**:岡谷年金事務所、電話番号:23-3661
- ・ シルバー人材センター入会説明会 11月14日(水曜日)午後2時～ 茅野広域シルバー人材センター、**お問い合わせ先**:電話番号:73-0224
- ・ 女性のための悩み相談 一般相談電話受付(毎週火曜日～土曜日)午前8時30分～午後5時※金曜日のみ午後9時まで 県男女共同参画センター(岡谷市)、**お問い合わせ先**:電話番号:22-8822
- ・ 多重債務無料相談 月曜日午後3時～午後5時 諏訪在住会が指定する法律事務所、**お問い合わせ先**:長野県弁護士会諏訪在住会、電話番号:58-5628
- ・ 諏訪法律相談(有料) 火曜日・金曜日、午後3時～午後5時 諏訪在住会が指定する法律事務所、**お問い合わせ先**:長野県弁護士会諏訪在住会、電話番号:58-5628(10,500円/1時間)
- ・ 多重債務相談 平日午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 財務省関東財務局長野財務事務所、**お問い合わせ先**:電話番号:026-234-5123

## スポーツスケジュール

### 日時 事業名 会場

- ・ 11月1・5・29日(木曜日)午前10時～ 地域スポーツクラブ事業サロン「げんき塾」町民センター
- ・ 11月6・20・27日・12月4日(火曜日)午前10時～ 地域スポーツクラブ事業「清泉荘」ストレッチ教室 清泉荘(信濃境)
- ・ 11月8・22日(木曜日)午前10時～ 地域スポーツクラブ事業ストレッチの集い 町民センター
- ・ 11月9・30日(金曜日)午後7時～午後8時30分 地域スポーツクラブ事業すくすくスポーツデー 町民センター
- ・ 11月16・30日(金曜日)午後7時30分～ ふらば～るバレーボール教室 町民センター
- ・ 11月16日(金曜日)予定窓口営業時間 スケートセンター利用券販売開始 町民センター
- ・ 11月17日(土曜日)午前6時30分～ 秋季町内体育施設一斉清掃 町内体育施設

・ 12月6日(木曜日) 午前10時～ 地域スポーツクラブ事業サロン「げんき塾」 町民センター

・ 12月10日(月曜日) 午後7時～ 体育施設利用者会議 町民センター

お問い合わせ先：生涯学習課社会体育係、電話番号：62-2400、ファックス：62-6483

### 主な行事

日時 行事名 会場

・ 11月11日(日曜日) 午前9時30分～午後1時 第30回富士見町生活展 町民センター

## 秋の火災予防運動 11月9日～15日

### 全国統一防火標語【消すまでは 出ない行かない 離れない】

お問い合わせ先：富士見町消防署 予防係、電話番号 61-0119

今年も全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。この運動は火災の発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、貴重な財産を火災から守ることを目的としています。火災発生を防止するためにも次のポイントに気をつけましょう。

#### 【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】～3つの習慣・4つの対策～

##### 3つの習慣

- (1) 寝たばこは絶対にやめる。
- (2) ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- (3) ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの対策

- (1) 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- (2) 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- (3) 火災が小さいうちに対応できるよう、住宅用消火器等を設置する。
- (4) お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

皆さんのご家庭には住宅用消火器、住宅用火災警報器は設置されていますか。どちらも火災発生を防止するためには大変有効なものです。昨年の調査で町内においては、住宅用火災警報器の設置率が65%となっています。まだ設置していないご家庭は、早めに設置しましょう。また消火器は、いざという時使用できないことがないように、容器に破損等はないか、中の薬剤は固まっていないか、などの点検を行いましょう。

日頃から、自主防災組織等含めた隣近所の協力体制を作り、地域住民が一体となり、火災予防に努めましょう。

姉妹町 西伊豆だより

## 富士見・西伊豆両町の「絆」を再確認

### — 町民友好のバス&スポーツ少年団サッカー交流 —

「富士見町の皆さん、西伊豆町へようこそいらっしゃいました！」9月27日（木）から30日（日）にかけて、姉妹町交流事業の一環として、二つの事業が行われました。

「町民友好のバス」では、富士見町民の方27人が西伊豆町を訪れ、伊豆半島ジオパークの一つである堂ヶ島周辺の島々を遊覧船でクルージング。西伊豆ならではの体験に、心を躍らせた方もいたようです。伝統ある日本の保存食「鰹節」の製造工場見学の際には、昔ながらの「かつお節削り」を体験。削った分は、おみやげになり、ご家族の皆さんとともに「西伊豆の味」を楽しんでいただけたことと思います。「スポーツ少年団サッカー交流」では、仁科小学校グラウンドで、富士見サッカースポーツ少年団の小学6年生と松風スポーツ少年団の小学4、5年生が対戦。お互いの力を出し合い、サッカーを通じて友好関係を深めました。

これらの事業に限らず、町内のあらゆる人々が、富士見町の皆さんと関わりを持っています。この「絆」が、いつまでも太く長く続くことを心から願います。

## 富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

## NewsFujimi

### まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

#### 敬愛し長寿を祝う

#### 町長 敬老慰問

「多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、小林町長が9月13日（木）敬老慰問を行いました。瀬沢新田の和田清子さん（写真）（撮影当時：99歳）は、小林町長からの記念品などを受けると、「ありがとうございます」と、元気にしっかりお答えされていました。

## 英霊の顕彰と不戦の誓いを後世に

### 富士見町戦没者追悼式

9月21日（金）富士見グリーンカルチャーセンターにおいて「第48回 富士見町戦没者追悼式」が行われ、戦争で尊い命を落とした方たちの冥福を祈り、参列者は恒久平和を誓いました。

小林町長は式辞で「同じ過ちを繰り返すことのないよう、過去を謙虚に振り返り、平和の尊さと不戦の誓いを若い人たちに伝えていきたい」と述べました。その後、広島平和教育研修に参加した富士見中学生たちも研修内容を発表し、恒久平和への決意を述べました。

### 人権擁護委員退任

#### 小林さんに感謝状

9月30日をもって人権擁護委員を退任した小林孝之さん（木之間：写真右）への感謝状贈呈式が、役場応接室で行われました。小林さんは2期6年間委員を務め、街頭や保育園、小学校などで人権侵害案件の調査処理、相談などを行ってきました。また、小林孝之さんの後任に小林銹晃さん（富士見：写真左）が国から委嘱を受けました。町内では合計5名の方が委嘱されています。

### 町民全員の気持ちをつなぎたい

#### 交通安全たすきリレーを開始

10月3日（水）茅野交通安全協会富士見支部により、町内全戸を夜光反射付きの「たすき」でつなぎ、交通安全意識を高める「交通安全たすきリレー」開始式が最初の富士見区役所で行われました。

諏訪大社で祈願していただいた「たすき」は、期間を設けず数年かけても、人の手から人の手へと渡ります。交通安全意識の向上が図られ、町民一人ひとりの気持ちがつながることを願います。

## 今年も八ヶ岳の「新そば」開店です

### ～八ヶ岳新そば祭り 2012～

期間：10月27日（土曜日）～12月28日（金曜日）

お問い合わせ：社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメント、0551-48-3457、八ヶ岳観光圏ホームページ、<http://yatsugatake-ga.com/>、産業課商工観光係、電話番号：62-9228

八ヶ岳観光圏内には、3つの名水百選（環境省）とミネラルウォーター生産量日本一の名水の里があります。日本の名峰からの伏流水や湧水に恵まれ、また標高が高く、昼夜の寒暖差が大きい冷涼な気候が育てる良質な「そば」は、八ヶ岳の魅力のひとつです。八ヶ岳観光圏（北杜市・富士見町・原村）では、昨年度に引き続き、八ヶ岳の「新そば」の魅力を、より多くの皆様に知っていただけるよう「八ヶ岳新そば祭り」を開催します。

今年の参加店舗数は、昨年より7店舗増え36店舗となりました。【北杜市27店舗・富士

見町5店舗・原村4店舗】□また期間中に各店舗では「新そば」の販売提供するほか、参加店ごとに新そば以外のおもてなしサービスもあります。さらに、昨年引き続きスタンプラリー形式で各店舗オリジナルのスタンプ7店舗分を集めてご応募いただくと、抽選で八ヶ岳ならではの特産品プレゼントもあります！ぜひこの機会に、八ヶ岳の「新そば」をお楽しみください。

開催期間：10月27日（土曜日）～12月28日（金曜日）

参加店舗：観光案内所や道の駅などに掲出のチラシ、または八ヶ岳観光圏ホームページでご確認ください。

## 富士見の景観

### まつぼっくりのおみやげ

富士見ヶ丘に、白林荘がある。故犬養毅（犬養木堂）氏ゆかりの木々も多く、管理する人たちの手で大きく育っている。敷地の南西側を通る道路に近い場所に、大きな「チョウセンゴヨウ」が6本立っている。それぞれの目通りは、152～190で、高さは25mくらいある。チョウセンゴヨウは、富士見を愛した木堂が、大正時代の終わりころ、朝鮮総督府から種を送ってもらい、庭先に試植したものである。富士見の気候を知り、これからの日本の木材産業を見越していたからこそ、この地を選んで育てたのだろう。

木の下には、大きな緑色の球果がいくつも転がっていた。手のひらほどの大きさで、ごつごつと尖っている。そっと持ったのに、種鱗（しゅりん）の先に白くついているヤニが、べたついて、なかなかとれない。しかし、その厄介なことになった手からは、森林の清々しい香りがしていた。

【樹木選定・評価 加々見一郎氏】

チョウセンゴヨウ【*Pinus kouraiensis*、和名：朝鮮五葉、中国名：紅松（ホンソン）】マツ科マツ属。東北アジア地域原産。名前の通り五葉松の一種で、葉は5枚ずつ束生しています。朝鮮半島、中国東北部、ロシア極東部と日本に天然分布しています。寒冷地では、庭木・公園樹・緑化樹としてうえられていて、材は、白色で光沢があるので、建築材・建具・欄間・仏壇の彫刻などに使われています。種子の中の海松子（かいしょうし）は、滋養強壮効果があり、ピーナツなどと同じように生で食べることができます。リスも好んで食べます。また、松の香には、消毒やデオドラント効果があり、心の疲労回復としてのアロマ効果もあるので、多くの方に使われています。

お問い合わせ先：富士見町役場建設課都市計画管理係、電話番号：62 - 9216

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集しています。

詳しくは、<http://www.town.fujimi.lg.jp/index3.html>の「新着情報の一覧を見る」をご覧ください。

広告媒体 単位等 広告料

- ・ 広報ふじみ 下1段（縦 50 ミリメートル、横 175 ミリメートル） 1回 5,000 円
- ・ 町のホームページ（町民のページ） トップページ（縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル）  
月額 5,000 円

**町の人口と世帯数 平成 24 年 10 月 1 日現在（前月比）**

#### **住民基本台帳人口**

- ・ 男性：7,531 人（+3）
- ・ 女性：7,830 人（-14）
- ・ 合計：15,361 人（-11）
- ・ 世帯：5,784 世帯（-3）

#### **発行日**

平成 24 年 11 月 1 日

#### **編集・発行**

富士見町役場総務課

〒399-0292

長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ：<http://www.town.fujimi.lg.jp>

Eメール：[fujimi@town.fujimi.lg.jp](mailto:fujimi@town.fujimi.lg.jp)

印刷：富士見印刷

#### **休日・夜間の緊急医電話番号案内**

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422